

答申第570号

平成24年12月 4 日

神奈川県公安委員会
委員長 布施 勉 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求に係る処分に関する不服申立てについて（答申）

平成24年 3 月21日付けで諮問された車両駐車状況報告事務に係る規則公開の
件（諮問第625号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程を特定し公開したことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成24年2月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、道路交通法（以下「道交法」という。）第51条の4第3項（以下「第3項」という。）に規定する神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が警察署長から車両の駐車に関する状況の報告を受ける事務（以下「本件事務」という。）を警察本部長に取り扱わせる旨を規定した公安委員会の規則等（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、警察本部長は、平成24年3月2日付けで、「神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程（昭和52年神奈川県公安委員会訓令第2号）」（以下「本件行政文書」という。）を本件請求の対象となる行政文書として特定した上で、本件行政文書の全部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、本件行政文書が不服申立人の求める文書ではないとして、平成24年3月11日付けで警察本部長に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件請求に対して実施機関が本件行政文書を特定したのは、誤りである。
本件行政文書の別表（以下「本件別表」という。）には、第3項に関する記載が何らないため、本件行政文書は不服申立人が求める文書ではない。不服申立人の求める文書がないことが明らかであるから不存在の決定をするべきである。

(2) 公安委員会と警察本部長との関係は、前者が後者を管理する関係にある別組織であり、権限を委譲するためには、法令等により明確に定められる必要がある。法律に基づき権限を下級官庁に委任する場合には、法律において権限を委任する旨を規定するとともに、政省令等において委任する権限の範囲等を明確に規定している。

本件事務の代行処理は、法令等に基づかない権限の委譲であることから、法令等に基づく権限委譲よりも、更に明確に委譲する権限の範囲を規則等により定める必要があると考えられる。

本件別表には本件事務の条項の記載がなく、警察本部長が本件事務の代行処理の権限を受けていないことは明らかであり、実施機関の説明は、全く理解できない。

平成24年2月6日付け神奈川県情報公開審査会答申第565号（以下「答申第565号」という。）においては、本件別表に関して「意思決定等を最終的に外部に表示する場面における具体的な事務の内容が統一的、網羅的に各内容欄に記載されていることが認められる」ことから、「公安委員会は、放置違反金の納付命令に係る前記各項に基づく事務について、意思決定から表示行為等までを一連の事務として警察本部長において代行処理を指示しているものと解される」としているが、外部への表示行為について代行処理を指示していれば、なぜ、意思決定まで代行処理を指示していると言えるのか。

(3) 放置違反金の納付命令は、国民に不利益処分を課す公権力の行使であって、そのような権限の委譲は法令等により厳格に定められるべきものであり、委譲された権限の範囲についても、拡大解釈は許されない。

警察本部長が、本件行政文書において納付命令書の送付事務に係る代行処理の権限を受けたことをもって、放置違反金の納付命令事務について包括的に代行処理の権限を受け、その権限に本件事務も含まれると拡大解釈することは許されず、実施機関の説明は、全くもって不当である。

(4) 道交法第51条の4第4項（以下「第4項」という。）の条文には納付命令書の送付という文言は出てこない。仮に第4項の内容を本件別表に記載するのならば、放置違反金の納付命令と記載するべきである。

本件行政文書からは、放置違反金の納付命令や本件事務まで代行処理を指示しているとは読めないもので、実施機関の説明や答申第565号には全く根拠がない。

- (5) 警察本部長が、納付命令書の送付事務を代行処理するとしても、警察署長が公安委員会に放置車両状況を報告することは可能であり、公安委員会が放置違反金の納付命令を行うことは可能であるから、警察本部長が、放置違反金の納付命令事務や本件事務まで代行処理を行う必然性はない。
- (6) 警察庁長官通達「公安委員会の聴聞の代行処理について（昭和44年5月31日警察庁甲官発第46号）」において、内閣法制局と協議した結果、公安委員会の聴聞について都道府県警察本部職員による代行処理を認めているが、その理由として聴聞は行政処分そのものではなく、処分に先行して行われる事実行為であるので、聴聞結果が正確に公安委員会の処分に反映される限り、これを代行処理させても違法でないとしている。このことからすれば、行政処分を法律の委任もなく代行処理させることは違法であると考えられ、放置違反金の納付命令も弁明書の提出を伴う不利益処分であるから、警察本部長の代行処理は違法である。

また、答申第565号において、「放置違反金の納付命令事務について法令には代行処理を禁ずる旨の規定はないことから、公安委員会において内部的な事務処理方法を指示できると認められる」としているが、警察庁・内閣法制局は、公安委員会が都道府県警察本部に行政処分を代行処理させることを違法と考えており、答申第565号は、こうした考えに反している。

- (7) 警察本部長は、公安委員会に対し放置車両の駐車状況の報告を行わずに自ら放置違反金の納付命令事務を処理しており、その事務に大幅な遅延が生じているため県民は多大な迷惑を被っている。

一方、公安委員会は、警察本部長を管理する立場にあるにもかかわらず、放置違反金の納付命令事務の処理を警察本部長任せにしており、何らガバナンスを発揮していない。

こうした事態を招いている要因は、本件行政文書において、公安委員会と警察本部長の権限の範囲が明確化されておらず、警察本部長が代行処理の範囲を拡大解釈し、公安委員会の権限が形骸化していることにある。

神奈川県情報公開審査会におかれては、こうした実情も考慮した上で、事なかれ主義的な判断ではなく、法律家にふさわしい公正な判断をしていただくようお願いする。

4 実施機関（警察本部交通部駐車対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求対象文書として本件行政文書を特定した。
- (2) 公安委員会は、本件別表において、公安委員会の権限に属する事務のうち警察本部長に代行処理させる事務を規定しているところ、本件別表には、第4項の放置違反金の納付命令に係る事務について、包括的に警察本部長に代行処理させる旨が規定されており、当該事務に本件事務も含まれることから、本件行政文書を公開した。
- (3) 不服申立人は、本件別表に第3項に関する記載がないため、不服申立人が求める文書ではないと主張しているが、そもそも同項は、「警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない」と警察署長が放置車両に標章を取り付けた際の公安委員会への報告を規定したものであるところ、第4項は、「前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の利用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる」との規定からしても、本件事務が、放置違反金の納付命令という意思決定行為の事前行為として第4項に規定する放置違反金の納付命令に係る事務に含まれることは明らかであることから、本件行政文書の特定に誤りは認められない。
- (4) 本件請求対象文書は、本件行政文書以外には存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、公安委員会の権限に属する事務の一部を警察本部長に代行処理させるために必要な事項を定めた公安委員会訓令である。

実施機関において代行処理とは、公安委員会が意思決定すべき事務について、警察本部長が内部的に代わって意思を形成することであり、代行事務に係る事案の内容を外部に表示する場合は、警察本部長ではなく公安委員会の名義を用いることとなっている。したがって、放置違反金の納付命令の権限の行使を警察本部長に委任しているわけではない。

(3) 本件請求対象文書の特定について

ア 不服申立人は、本件別表には第3項に関する記載が何らない、本件行政文書からは放置違反金の納付命令事務や本件事務まで代行処理を指示しているとは読めない、本件行政文書において納付命令書の送付事務に係る代行処理権限を受けたことをもって、放置違反金の納付命令事務について包括的に代行処理の権限を受け、その権限に本件事務も含まれるとの拡大解釈は許されない、及び放置違反金の納付命令は弁明書の提出を伴う不利益処分であるから警察本部長の代行処理は違法である旨主張している。

イ 実施機関は、本件別表において第4項に規定する放置違反金の納付命令に係る事務を包括的に警察本部長に代行処理させる旨を規定したものであり、本件事務が、放置違反金の納付命令という意思決定行為の事前行為として第4項に規定する放置違反金の納付命令に係る事務に含まれることは明らかであることから、本件行政文書の特定に誤りはないと説明している。

ウ 当審査会において確認したところ、本件事務について法令には代行処理を禁じる旨の規定はないことから、公安委員会において内部的な事務処理方法を指示できると認められる。

エ 当審査会において、放置違反金に係る道交法第51条の4の各項の規定内容と本件別表に記載されている同条の各項の内容欄とを比較検討したところ、規定に基づく事務の内容が意思決定にとどまることが明らかな同条第16項の項を除き、意思決定等を最終的に外部に表示する場面にお

ける具体的な事務の内容が統一的、網羅的に各内容欄に記載されていることが認められる。

本件別表の記載形式から、公安委員会は、放置違反金の納付命令に係る前記各項に基づく事務について、意思決定から表示行為等までを一連の事務として警察本部長において代行処理することを指示しているものと解されるのは、答申第565号でも示したとおりである。

オ 第3項の駐車車両の状況報告は、警察署長から公安委員会への報告を定めているだけであり、何らかの意思決定行為ではなく、意思決定を行うための事前行為であると認められ、また、意思決定等を外部に表示する行為にも当たらない。

第4項が「前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の利用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる」と規定していること、及び第3項の報告は、第4項による意思決定（納付命令）の事前行為であることから、第3項が本件行政文書の条項欄に表記されていないが、同項による報告事務は本件別表の「第4項」、「納付命令書の送付」とした事務に含まれている、との実施機関の説明は妥当であると認められる。

カ 以上のことから、本件行政文書は不服申立人が求める趣旨の文書であり、実施機関が本件請求に対して本件行政文書を特定し公開したことは、妥当であると判断する。

（4）その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の適否について審査庁から意見を求められているものであり、前記3（5）の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

また、前記3（7）の不服申立人の主張は、実施機関の業務運営に対する意見であって、本諮問案件に対する審査において特別に考慮すべきものではないことから、この点についても意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 3 月 21 日	○ 諮問受理
3 月 23 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 11 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 13 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 2 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 12 日 (第112回部会)	○ 審議
10 月 15 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取
11 月 1 日 (第113回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
柿 崎 環	横浜国立大学教授	部 会 員
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員 会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学名誉教授	
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成24年12月4日現在) (五十音順)